

## 電気通信事業ガバナンス検討会（第10回）

### 議事要旨

#### 1 日時

令和3年10月22日（金）17時30分～19時00分

#### 2 場所

Web開催

#### 3 議事

##### （1）電気通信事業ガバナンスの強化に向けた論点について

- ・事務局より、資料10-1、資料10-2、資料10-3及び資料10-4に基づき、電気通信事業ガバナンス強化に向けた論点について説明があった。
- ・各構成員からの主な意見は以下のとおり。

○「①利用者情報の適正な取扱いの促進」について、これまではキャリア等への規律が行われていたが、新しいサービスの事業者が利用者情報を大量に持っているといった背景を踏まえて、その管理が大事だというメッセージが弱いので、表現を工夫して上手く伝えてほしい。

○電気通信設備に関する情報について、利用者以外のシステム管理者のアカウント情報等は、利用者情報とは必ずしも排他的な関係ではないが、セキュリティの関係で漏えいすると非常に影響が大きいので、守るべき対象であると考えます。

○新しいサービスの登場によって、利用者情報を大量に持っている事業者がいて、その取扱いが問題になるということが明らかになったので、電気通信事業者だけでなく、電気通信事業を営む者についても規律の対象として考えていくのが良いのではないかと。

○情報規律の内容について、罰則の対象とすることで実効性を確保するという方針に賛成する。透明性の担保の中でも特に、電気通信設備や、利用者情報を取り扱う業

務委託先の第三者の所在国を明記することを義務付けることが望ましく、正しく記載しなかった場合は厳しい罰則を課すことを考えても良いのではないか。

○リスク評価は必ず実施してもらいたいが、その評価の実施時期や方法を自主的な取組に委ねてしまうと、そのうち取り組むということも許容されてしまいかねないので、何年に一度実施する等、具体的に規定しても良いのではないか。

○色々なサービスを電気通信事業法で管理するべきだという考え方自体は理解できるが、拡大解釈する方向に向かうと、何が電気通信事業なのか不明確になると思う。国は様々なビジネスを後押ししていく必要があり、国が事業者を管理する規律をかけ過ぎてしまうと、新しいビジネスがうまく成長できなくなってしまうのではないか。

○電気通信事業の概念が広いということはそのとおりだが、不明確な訳ではなく、その利用者数によって規律の対象範囲を絞り込むことが可能。グローバルプラットフォームは「電気通信事業を営む者」である傾向が高く、国内の大手の事業者は「電気通信事業者」である場合が多いので、電気通信事業者だけを規律の対象にすると、国内の事業者だけに義務を課すような状態に陥るおそれがある。

○自主的な取組に委ねてしまうと、真面目な事業者だけがコストをかけて対応し、そうでない事業者は対応しないということになると思う。情報の適正な取扱いをしていない事業者であっても、ネットワークの外部性により、サービスの利用者は減少しない場合があるので、利用者の利益の保護のために法規制が必要と考える。

○ISP間の情報連携等を含めた、サイバーセキュリティの方策を進められる状態を確保する必要がある。手続を踏むことにより、通信の秘密の侵害にならないような情報共有の仕組みについても、新たなサイバーセキュリティ対策の一環として進めていただきたい。

○外国事業者は実施が義務付けられておらずコストを要する取組には積極的でない傾

向があるので、自主規制の枠組みによる対応を求めても、うまく機能しないおそれがある。その結果、真面目な事業者だけがコストをかけて対応してしまい、対応しない事業者はサービスの利便性向上にコストをかけることができ、利用者が増加してしまうような状況は避けるべきではないか。

○情報の適正な取扱いに関する評価をリスクアセスメントと理解すると、リスクの評価・分析ができていないかを検証・監査することは難しいと感じている。第三者監査をするためには、監査基準を示し、チェック項目と具体的な実施の内容の整理が必要になるので、どのレベルまで対応すべきか悩ましいと思う。

○事業者の取組について、利用者が評価するための情報やスキルを持たないということが前提で仕組みを考える必要がある。まず守るべき内容、例えばリスク評価を入れるのかどうかを確定した上で、どの部分を自主的な取組にするのかといった全体の枠組みを考えないと、一律に論じられないのではないか。

○電気通信事業法は、情報を運ぶことにフォーカスしている法律だと考えられる。個人情報保護法が個人情報の取扱いを定めているので、利用者情報の取扱いについてはまずそちらで議論をするべきであって、電気通信事業法を拡大解釈し過ぎてしまうと、法律の一貫性がなくなってしまうのではないか。

○諸外国の例を見ると、GDPRのように個人情報全般を取り扱う法制もあれば、電気通信分野の法制の中で個人情報の取扱いを規定するという、特別法の位置づけを定めるものもある。日本においては個人情報の取扱い全般は、個人情報保護法が規律のベースになるが、電気通信事業分野において、特別法の位置づけを持つような規律を設けることは何らおかしいことではないと考える。

○情報を大量に扱う産業や社会サービスは他にもあるので、幅広く見渡したときに、他分野における個人情報やプライバシー等に係る情報の規制やガイドラインについて、電気通信事業法で検討する規律とバランスが取れているのかは確認が必要だと考える。

○法益を脅かすリスクは、電気通信だから生じるのか、利用者情報を大量に扱うから生じるのかが、議論の混乱を招いている。問題の本質を、「電気通信を通じて」「大量の情報を持っている」ことだと考えるのであれば筋が通るのかもしれない。メッセージサービスのような通信の秘密の「原型」に近いものに対して、不特定多数に公開されるソーシャルメディアのような一対多のコミュニケーションについては、通信の秘密の原型からは遠くなり、大規模だからリスクが生じるのだ、というイメージにつながっていると思う。このイメージのギャップを埋めて整理していく必要があるのではないか。

(2) その他

- ・事務局より、今後の予定について説明があった。

以上